

社会保険労務士会員の負担の軽減と事務局の効率化を図るため
デジタル化(電子化)を推進します。

令和7年度の年度更新からスタート 労働保険料等算定基礎賃金の報告 (賃金等報告)の紙提出免除 (愛知労働局了承)

※一括有期事業総括表は免除されませんのでご注意ください。

要件

- ✓ ①クラウド入力申請する会員
- ✓ ②賃金等報告を厳重保管することを誓約した会員
- ✓ ③賃金等報告を3年間保管すること(PDFでも可)
- ✓ ④事務局から保管している賃金等報告の提供依頼があった場合、速やかに提出すること
- ✓ ⑤万が一、3年間に賃金等報告が紛失等行方不明となった場合、速やかに会長へ報告すること
- ✓ ⑥労働保険料等算定基礎賃金等の報告保管管理規程を遵守する会員



〒453-0016

名古屋市中村区竹橋町5-5さかえビル4階
愛知中央SR経営労務センター

☎(052)452-2336 FAX(052)452-2298

<http://www.sr-aichi.com>

